官庁発表

官庁事項

国民の保護に関する基本指針の一部変更

内閣総理大臣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の一部変更を次のとおり公示する。

国民の保護に関する基本指針の一部変更

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定）の一部を次のように変更する。

第１章４⑵中「警察庁、内閣府」を「防災庁、警察庁」に改める。

第４章第１節２⑷①中及び同節５⑶中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第４章第２節２及び３⑵中「国〔」の次に「防災庁、」を加える。

第４章第７節１中「内閣府」を「防災庁」に改め、同節２中「厚生労働省、農林水産省」を「防災庁、厚生労働省、農林水産省」に、「内閣府」を「防災庁」に改める。

この措置は、令和８年11月２日から実施する。

公　告

諸　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年11月13日

国土技術政策総合研究所長　星隈　順一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本業務は、現在稼働中の道路管理支援システム・道路基準点案内システム・道路工事完成図等作成支援サイトの３つのシステム（以下「道路基盤地図管理システム等」という。）を引き続きクラウド上で運用するための調達を行うものである。

なお、当業務は、道路基盤地図管理システム等を遅延無く引き継ぐため、既存のシステム構成及びネットワークに関する技術及び実績が必要不可欠である。

このことから、本業務の遂行にあたっては、既存のシステム構成及びネットワークに関する高度な専門知識及び技術的検討力を有している者（以下、「特定法人等」という）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　道路基盤地図管理システム等に係るクラウド環境等の提供

⑵　業務内容

①クラウドサービスの調達　１式
②ネットワークの設定　１式
③システム構築支援　１式
④データの消去　１式
⑤ドメインの管理　１式

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和12年９月30日

３．業務目的

本調達は、引き続きクラウド上で道路基盤地図情報に係わるシステムを運用するため、クラウドサービスの調達を行うものである。

４．参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ又はＢ等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④　国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦　参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

Ⅰ　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

㋐　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㋑において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㋑において同じ。）の関係にある場合

㋑　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

Ⅱ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし㋐については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㋐　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ⅰ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ⅱ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⅲ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ　組合の理事

ⅴ　その他業務を執行する者であってⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者

㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㋒　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑵　技術力に関する要件

①　契約締結後、速やかに受注者自らクラウド環境を構築できること。

②　稼働している機能に障害が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。